

## 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について

平素より松栄ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社の販売する電気に関しましては、東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたしております。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2022年12月28日(木)、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」<sup>\*1</sup>に採択されました。

つきましては、本事業の公募要領に基づき、以下の通り値引きを行います。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

\*1:本事業の概要は経済産業省ホームページ(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)でご確認ください。

### 当社の運用内容

#### 1. 値引き単価

下表の金額をお客さまの電気料金より値引きいたします。

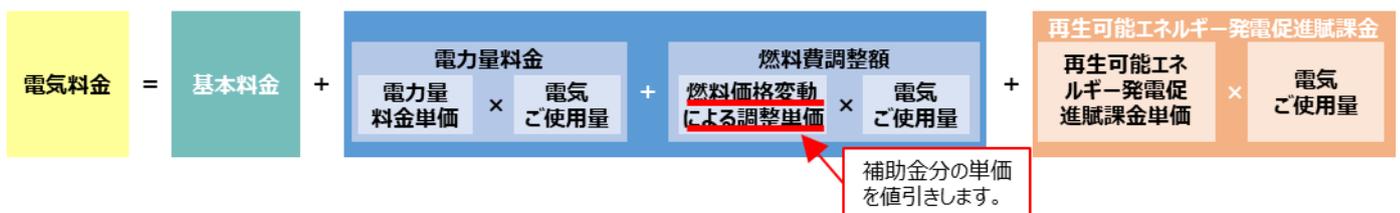
電気料金	低圧電気をご契約のお客さま：1kWh ご使用につき 7 円（税込み）。
------	-------------------------------------

なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2023年2月検針分は、2022年12月末）に、東京ガスホームページ<sup>\*2</sup>で公表する予定です。

\*2：東京ガスホームページ

- 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）  
<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html#chousei>

<電気料金の補助金適用イメージ>



## 2. 適用開始月

2023年2月検針分より適用を開始\*<sup>3</sup>いたします。なお、値引き単価および値引きの適用終了月も国の補助金事業に準じます

\*3：電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格（9～11月分）を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。

## 3. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りする検針票は、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。

なお、国におけるモデルケース（電気使用量 400kWh/月）の場合、2,800 円/月の値引きとなります。

ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。（値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、値引きが行われる月数は変わりません）

お客さまの検針月は、毎月の検針票における「ガス検針日」及び「電気検針日」よりご確認ください。

(例①) ガス料金 2023年2月検針分と電気料金 2023年1月検針分を合算して、2023年2月に請求する場合

⇒2023年2月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には2023年3月請求分（2月検針分）以降、値引きが適用されます。

	2022年11月			12月			2023年1月			2月		
ガス												
電気												

※上記の表は、検針日と請求日の位置を示すための図表です。ガス料金の検針日は2023年1月の下旬、請求日は2023年2月の初旬です。電気料金の検針日は2023年1月の中旬、請求日は2023年2月の初旬です。

(例②) ガス料金 2023年2月検針分と電気料金 2022年12月検針分を合算して、2023年2月に請求する場合

⇒2023年2月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には2023年4月請求分（2月検針分）以降、値引きが適用されます。

	2022年11月			12月			2023年1月			2月		
ガス												
電気												

※上記の表は、検針日と請求日の位置を示すための図表です。ガス料金の検針日は2023年1月の下旬、請求日は2023年2月の初旬です。電気料金の検針日は2022年12月の下旬、請求日は2023年2月の初旬です。

#### 4. その他

2023年2月検針票より、本事業による値引きのご案内を記載いたします。

#### 5. 本事業に関するお問い合わせ先

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」(下記)へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00 (年末年始を除く)

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口(下記)までお問い合わせください。

※ お客様が本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

#### ■当社窓口

松栄ガス株式会社

0493-23-7151

□受付時間 月～金 9:00～17:00 (土日・祝祭日・年末年始を除く)

以上